

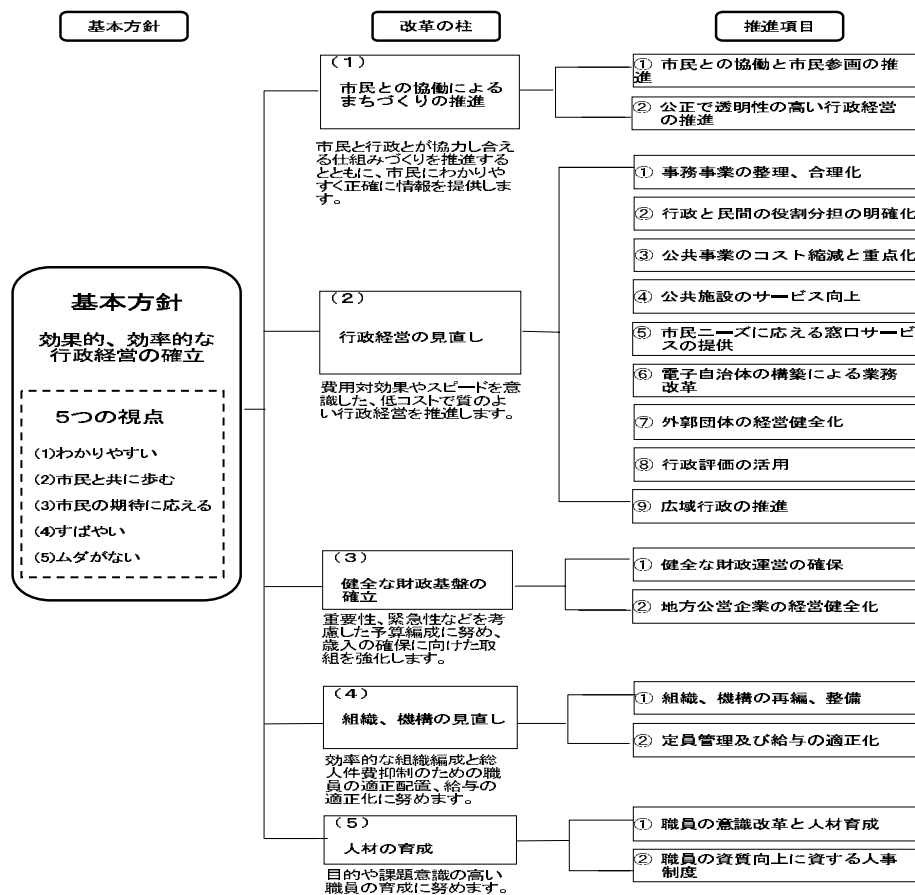
3. 行政改革事業 5 - 3

(1) 行政改革大綱及び集中改革プラン

平成18年度に佐賀市が行政改革を進めていく上での指針となる行政改革大綱とその実施計画にあたる集中改革プランを策定した。

◎佐賀市行政改革大綱

市民満足度の向上を目指して、民間の経営的な視点に立つ「行政経営」という考えを取り入れた「効果的、効率的な行政経営の確立」を基本方針としている。



◎佐賀市集中改革プラン

佐賀市行政改革大綱の実施計画として、「協働によるまちづくりの推進」を改革の一つ柱に「行政経営の見直し」や「健全な財政基盤の確立」など、全100項目をプランとして設定した。

実施期間	
◆平成19年度から平成23年度までの5カ年間	
目標・効果	
◆財政の効果額	およそ44億円（5年間の累計額）
◆人的な目標	職員185人削減 （平成17年4月1日 1,823人→平成22年4月1日 1,638人）

(2) 行政改革実績

佐賀市においては、平成19年度から平成23年度の5年間で、155億円の財源不足が見込まれ、市債残高も平成23年度で750億円を下らないと予想している。

厳しい財政状況の中、急速な社会変化に対応し、行政サービスに対する市民の満足度を向上させていくために、常にコスト意識を持った行政改革を進め、新たな財源を生み出していく。

- ・平成19年度行政改革実績………効果額 7億6,852万円（下表のとおり）

改 革 の 柱	財政上の効果額
(1) 市民との協働によるまちづくりの推進	2,204万円
(2) 行政経営の見直し	5,934万円
(3) 健全な財政基盤の確立	6億8,714万円
(4) 組織、機構の見直し	—
(5) 人材の育成	—
合 計	7億6,852万円

※佐賀市集中改革プランの成果

〈主な取り組み事例〉

- ・ 協働促進のための環境整備
協働推進窓口担当者研修、市民活動団体との意見交換会等の協働推進の機運を高めた。
 - ・ 学校の評価制度の充実
佐賀県全学校共通の項目に加え、佐賀市の教育方針との整合性から2項目を追加した。また、評価基準は全学校で策定し、評価に生かしている。
 - ・ 旧佐賀市区域可燃ごみ収集業務の民間委託
20年度から可燃ごみ収集業務の一部に民間委託を導入
 - ・ 公共工事のコスト縮減
現行動計画（H20年度まで）に基づき、コスト縮減を継続実施中。国の「公共事業コスト構造改革プログラム」を参考に新たな計画の策定作業中。
 - ・ 施策ごと枠配分方式による予算編成
施策評価に基づき、経営戦略会議（10/11）においてシーリング率を決定し、各施策の配分率を増加100％、維持96％、削減93％とした。
 - ・ 遊休資産の活用
将来的に行政目的がない公有地及び公共事業のために必要となった土地を売却した。
 - ・ 定員管理の適正化
平成19年度の純減数：54名（退職者96名－採用者42名）
- ※ 平成19年4月1日現在（旧南部三町含）と平成20年4月1日現在の職員数との比較
- ・ 人材育成基本方針の推進
各階層別研修、人事評価研修における人材育成基本方針の説明、職員への啓発を行った。

4. 生活バス路線の確保 3 - 2

市内の交通体系は、山間部の交通空白地帯への対応や子どもの通学時の安全性の確保等にも考慮しなければならない時代となっており、加えて人口減少、少子化、高齢化、環境問題等の社会の変化に対応した取り組みが求められる。

これからは、従来の不特定多数を対象とした移動手段の確保のみならず、一定の行政目的を持つ交通政策に取り組むこととし、その中心的役割を担うバスに関して、交通弱者対策、安全確保対策、生活路線確保対策など今後の社会情勢に対応した公共交通機関の整備を目指す。

事業名	内 容	系統数 (路線数)	乗 客 数 (千人)
地方バス路線運行対策費補助	生活に必要な交通手段であるバス路線の運行を確保し、市民福祉の向上を図るため、複数市町にまたがるなどの要件を満たす路線に対して補助を行う。	1 系統	2,661 (市営バス全体)
生活交通路線市町協調補助	生活に必要な交通手段を確保し、市民福祉の向上を図るため、国補助、県補助対象路線で、補助金受領後の赤字部分を関係市町で按分して負担する。	18系統	
赤字路線バス運行委託	地域における生活路線の確保の観点から、交通局の赤字幅の大きい8路線を市が交通政策として運行する。	8 路線	
廃止路線代替バス運行費補助	地域住民の生活に必要なバス路線を維持するため、廃止路線を運行するバス業者に対し、欠損補助を行う。	9 系統	58
巡回バス運行事業	三瀬地区において高齢者、児童など交通弱者の交通手段を確保するため、さがんバス（22人乗り）1台と10人乗りワゴン1台を運行する。	2 系統	14
松梅地区バス運行事業	大和町松梅地区において、バス路線の廃止に伴う交通空白地域の移動手段を確保するため、運行するバス事業者に対し、欠損補助を行う。	1 系統	5

5. 地域審議会 5 - 2

(1) 目 的（平成17・19年度に設置）

平成17年10月の市町村合併、さらには平成19年10月の市町合併により、旧町村が周辺地域となることで、住民の意見が市の施策に反映されにくくなるという懸念を払拭するために、地域の意見を聞きながら、よりよい地域づくりができるよう、合併前の旧町村を単位として設置する。

(2) 概 要

① 設置区域

ア 旧諸富町、旧大和町、旧富士町、旧三瀬村の区域ごとに設置

イ 旧川副町、旧東与賀町、旧久保田町の区域ごとに設置

② 設置期間

ア 平成17年合併の区域…平成27年3月31日まで

イ 平成19年合併の区域…平成29年3月31日まで

③ 所掌事務

新市建設計画及び合併新市基本計画の変更、進捗に関する事項、合併後の佐賀市の基本構想の作成及び変更に関する事項、地域振興のための基金の活用に関する事項等について市長の諮問に応じて、審議、答申する。また、地域の振興に関し、必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。

④ 委員の構成

各地域審議会の設置区域に住所を有する者のうち、自治会を代表する者、公共的団体等を代表する者、学識経験を有する者、公募により選任された者で構成され、15名以内の委員により組織する。

(3) 実績（平成19年度）

審議会名	開催回数	答申、意見数
諸 富 地域審議会	1 回	な し
大 和 地域審議会	1 回	な し
富 士 地域審議会	2 回	1 件
三 瀬 地域審議会	1 回	な し
川 副 地域審議会	1 回	な し
東与賀地域審議会	1 回	な し
久保田地域審議会	1 回	な し

6. 男女共同参画

(1) 「佐賀市男女共同参画を推進する条例」

佐賀市における男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、男女一人ひとりが互いに認め合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、平成20年4月1日に「佐賀市男女共同参画を推進する条例」を施行。前文と6章（全21条）から成り、「市」「市民」「事業者」「自治組織等」「教育に携わる者」それぞれの責務と市の基本的施策を定め、積極的に推進していくこととしている。

(2) 男女共同参画計画“パートナーシップ21” 2-10

「佐賀市男女共同参画を推進する条例」に定める基本計画として、総合的かつ計画的に男女共同参画を推進するため「男女共同参画計画“パートナーシップ21”」を策定。「女と男^{ひとひと}」ともにつくるイキイキ佐賀市」をめざす将来像とし、次の4つの基本目標掲げて具体的な推進を図っている。また、佐賀市総合計画では、計画を推進するにあたっての基本姿勢のひとつとして「男女共同参画社会の実現」を掲げている。

- 基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり
- 基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画を促す社会づくり
- 基本目標Ⅲ 安心して暮らせる男女共同参画のまちづくり
- 基本目標Ⅳ 男女共同参画社会を進める市役所づくり

(3) 男女共同参画社会推進への啓発事業 2-10

① パートナーデー推進事業

男女共同参画を身近に感じ、理解してもらうために、2月14日のバレンタインデー・3月14日のホワイトデーにちなみ、4月14日を“4・14パートナーデー”とし、お互いがお互いを思いやる日として、佐賀市より全国に向けて発信している。パートナーデーを市民へ浸透させるため、‘もらってうれしい’メッセージカードを配布している。

② 女・男^{ひとひと}フォーラム等の開催

一般市民の方を対象に男女共同参画に対する理解を深めるため、女・男^{ひとひと}フォーラムを開催し、記念講演やパネル展示を実施している。その他公民館等において出前講座を行っている。

③ 情報の発信

男女共同参画に関する情報や啓発記事を掲載する市民向け情報誌「ばすぽーと」を年2回発行し、また、市職員自らが率先して男女共同参画の意識づくりと実践を行うため、庁内向け啓発紙「男女共同参画課の窓から」を発行。書籍、ビデオも貸出している。

(4) 男女共同参画に関する調査・促進事業 2-10

① 佐賀市男女共同参画審議会

条例に基づき、市民及び学識経験者の15名以内で構成する「佐賀市男女共同参画審議会」を設置しており、男女共同参画推進のための調査や審議を行う。

② 佐賀市男女共同参画推進会議

本庁・支所が一体になって男女共同参画推進に取り組むため「佐賀市男女共同参画推進会議」を設置している。また、推進会議に幹事会を置き、男女共同参画に関する施策の総合的な企画及び推進に関する調査研究を行う。

③ 男女共同参画に関する調査

男女共同参画社会形成の進捗把握の指標として「各種審議会等に占める女性の参画状況調査」を行っている。また、計画に沿った各課事業の進捗状況について毎年調査をしている。

【佐賀市各種審議会・委員会等に占める女性の参画率(%)】

年 度	20
法令に基づくもの	29.9

(参考) 【旧佐賀市における各種審議会・委員会等に占める女性の参画状況の推移(%)】

年 度	平成2	3	4	5	6	7	8	9	10
法令に基づくもの	7.7	7.8	8.8	10.0	19.7	19.8	20.4	20.9	22.2
年 度	11	12	13	14	15	16	17	18	19
法令に基づくもの	24.0	25.3	26.2	28.1	30.4	30.5	32.5	30.3	31.0

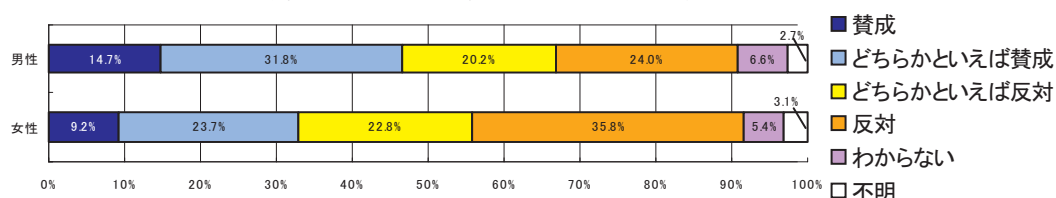
④ 女性人材リスト拡充と活用

各分野にわたって専門的な知識や技術を有する女性を登録する人材リストを作成し、各種審議会等への委員推薦やセミナー講師派遣に活用している。(自薦・他薦 随時受付中)

⑤ 意識調査の実施

市民の現状や意識に反映した男女共同参画施策展開を行うため、「男女共同参画に関する佐賀市民意識調査」を実施している。また、職員の男女共同参画意識の現状把握と醸成を図るため、「男女共同参画に関する佐賀市職員意識調査」を実施している。

○「男は仕事、女は家庭」という考え方について



佐賀市「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査」

(H16年度旧佐賀市・H18年度合併町村で実施)

⑥ 相談窓口の設置

市が行う施策のうち、男女共同参画の推進を阻害すると思われるものに対する意見や、性別による差別的扱いを受けたことに対する相談を受ける窓口を設けている。

7. 電子自治体化の推進 5 - 3

近年めざましく進歩を続ける情報通信技術（ICT^{※1}）により、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも使える」ユビキタス社会^{※2}が現実のものになるなど、社会全般にわたって大きな変化がもたらされてきている。

このような中、住民サービスの電子化への期待はますます高まってきており、住民ニーズへの適切な対応が求められている。また、自治体のあらゆる業務プロセスについて、見直しの必要性や積極的な情報公開の推進を求める声も日増しに高まってきており、今後、ICTの積極的な利活用が望まれている。

一方で、情報資産に対するコンピュータウィルスなどのさまざまな脅威が日増しに増大している。また、万一、個人情報等の漏洩があった場合には、市民の市政への信頼が大きく損なわれることになるため、十分な危機管理が重要となってきた。

このようなことを踏まえ、本市は先進的な電子自治体として、一層の市民サービス向上と行政経営の簡素・効率化を目指す。

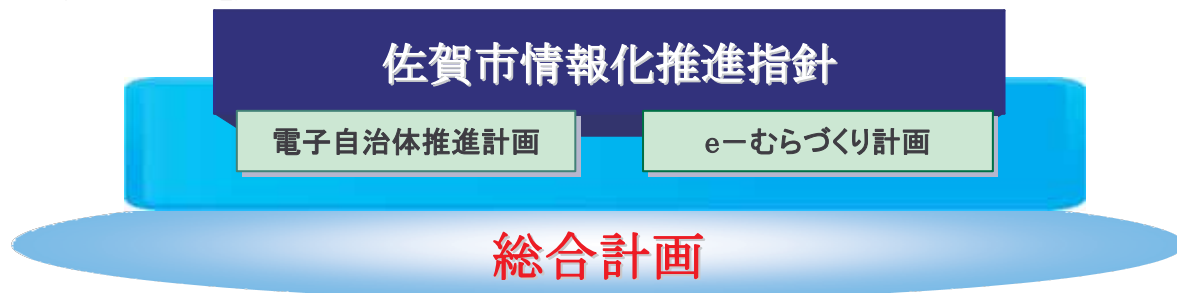
(1) 国の動向

ユビキタス社会では、情報化に主眼を置いたIT時代から、あらゆる人やモノがネットワークに結びつき、コミュニケーションがより重要となるICT時代に進化する。国は、このICTの浸透・普及に伴う不安や障害といった「影」の部分の対策にも目を配った「u-Japan政策」を策定し、「2010年（平成22年）には世界最先端のICT国家として先導する」ことを目標とし、基本軸として①ブロードバンドからユビキタスネットへ、②情報化促進から課題解決へ、③利用環境整備の抜本強化の3つを掲げている。

(2) 佐賀市の情報化施策の方向性

「u-Japan政策」や「第一次佐賀市総合計画」との整合性を図りつつ、「地上波デジタル化への対応」や合併による「情報通信網の格差是正」などの課題に対応しながら、本市の情報化を推進していく必要がある。

このようなことから、「市民の誰もがICTの便利さを享受し豊かな生活を実感できる」ことを目指し、本市の情報化施策の方向性を示した「佐賀市情報化推進指針（u-さが2014）」を策定した。引き続き、この指針のアクションプランである「電子自治体推進計画」と「e-むらづくり地区計画^{※3}」の関連施策に取り組んでいく。



※1 ICT Information and Communication Technology。IT(Information Technology)からさらに一歩進んで、情報にコミュニケーションの重要性、つまり認知され認識することまでを含めた技術の総称である。

※2 ユビキタス社会 「いつでも、どこでも、利用者が意識することなく、コンピューターやネットワークなどを利用できる」ような環境を実現した社会のこと。

※3 e-むらづくり地区計画 情報通信基盤を活用し、北部農山村地域の活性化及び市民生活向上を図る。

8. 電算自己処理業務一覧 5 - 3

(1) 基幹システム業務

課 名	電 算 処 理 業 務	開始年月	課 名	電 算 処 理 業 務	開始年月
市民生活課	住民基本台帳管理	平成2年4月	障がい福祉課	障 が い 者 医 療	平成4年4月
保険年金課	国民健康保険（資格・賦課・収納・滞納・給付）	平成2年4月	福祉総務課	ひ と り 親 医 療	平成4年4月
				児 童 手 当	
	国 民 年 金		高齡福祉課	高 齡 者 福 祉	平成7年1月
	福 祉 年 金		建築住宅課	市 営 住 宅 使 用 料	平成2年4月
	老 人 医 療	平成4年4月	下水道企画課	下水道受益者負担金	平成3年4月
	後 期 高 齡 者 医 療	平成19年12月	選挙管理委員会	選 挙 人 名 簿	平成2年4月
市 民 税 課	市県民税（特徴・普徴）	平成2年4月	農業委員会	農 政 管 理	平成7年4月
	軽 自 動 車 税		農業振興課	農 政 管 理	平成7年4月
	法 人 市 民 税		各 課 共 通	口 座	平成2年4月
	税 証 明			住 民 登 録 外	
納 税 課	税収納（普徴・特徴・固定・償却・軽自）	平成2年4月		送 付 先	
	税 収 納（法人）	平成6年4月			
資 産 税 課	固定資産税（土地・家屋・償却）	平成3年4月			
	都 市 計 画 税				

(2) その他個別システム業務

課 名	電 算 処 理 業 務	開始年月	課 名	電 算 処 理 業 務	開始年月
建 設 部	土木積算システム	平成7年10月	川 副 支 所	地籍調査事務支援	平成17年9月
建築指導課	建築確認支援システム	平成8年5月	建 設 課	シ ス テ ム	
消防防災課	水防災情報システム	平成8年8月	東与賀支所	モバイル一斉連絡	平成17年10月
図 書 館	図書館情報システム	平成8年8月	総 務 課	シ ス テ ム	
総務法制課	公文書管理システム	平成10年3月	建築住宅課	公営住宅管理システム	平成17年10月
保険年金課	医療情報システム	平成10年5月	環 境 課	畜犬管理システム	平成18年2月
資 産 税 課	家屋評価システム	平成11年4月	契約検査課	電子入札システム	平成18年4月
総務法制課	例規執務サポートシステム	平成12年2月	情報システム課	新ホームページ管理	平成18年4月
	会議録検索システム			シ ス テ ム	
	現行法令Webシステム		下水道企画課	下水道受益者分担金	平成18年4月
保 護 課	生活保護システム	平成12年10月		管 理 シ ス テ ム	
選挙管理委員会	不在者投票システム	平成13年7月	久保田支所	下水道使用料システム	—
市民生活課	戸籍情報システム	平成13年10月	環境下水道課		
川副・久保田・東与賀 支所建設課	法定外公共物管理	平成14年3月	建築指導課	建築行政情報管理システム	平成18年6月
	シ ス テ ム		障がい福祉課	障 害 程 度 区 分	平成18年6月
人 事 課	人事給与総合システム	平成14年4月		訪問調査支援システム	
福祉総務課	保健福祉医療総合	平成14年4月	学校教育課	図書館情報ネット	平成18年9月
	情 報 シ ス テ ム			ワーク新システム	
富士大和温泉病院	病院総合情報システム	平成14年7月	富士大和温泉病院	健康管理システム	平成19年4月
市民生活課	住民基本台帳ネット	平成14年8月	情報システム課	統合GIS(地理	平成19年4月
	ワークシステム			情報) システム	
秘 書 課	電子看板システム	平成14年9月	富士大和温泉病院	薬品在庫管理システム	平成19年8月
保険年金課	高額医療費支給システム	平成14年12月	市 民 税 課	課税資料原票管理システム	平成19年9月
健康づくり課	保健福祉医療総合	平成15年4月	保険年金課	後期高齢者医療広域	平成19年9月
	情 報 シ ス テ ム			連合電算処理システム	
情報システム課	財務会計システム	平成15年10月	富士大和温泉病院	財務会計システム	平成20年3月
納 税 課	滞納整理支援システム	平成16年4月	消防防災課	消防団管理システム	平成20年4月
情報システム課	スポーツ施設予約	平成16年4月	保険年金課	特定健診等データ	平成20年4月
	シ ス テ ム			管 理 シ ス テ ム	
市民生活課	申請書自動作成	平成16年4月			
	シ ス テ ム				
秘 書 課	動画配信システム	平成16年10月			
建築住宅課	CAD シ ス テ ム	平成16年10月			
市民生活課	自 動 交 付 機	平成17年3月			
保険年金課	国保情報DBシステム	平成17年7月			

※水道については記載しておりません。

※同一システムについて、部署によって導入年が異なるものは、最初の開始年月で掲載しています。

市民生活部

1. 戸籍・住民基本台帳事務 5 - 3

(1) 人口・世帯数 (平成20年 3 月31日現在)

登 録 人 口	住民基本台帳	男	111,941人	236,711人	世 帯 数	90,267世帯
		女	124,770人			
	本 籍	279,684人			本 籍 数	109,691戸籍
	外 国 人	1,453人				
	印 鑑	148,313 人				

(2) 届出事件数 (平成19年度)

(住民票)						(戸籍の附票)	
種 別	移動事由	処理件数	種 別	移動事由	処理件数	種 別	件 数
転入届	転 入	6,796	職 権 記載等	職権記載	15	記 載	32,669
	未届転入	39		職権回復	8	消 除	2,458
転居届	転 居	5,655		帰 化	5	計	35,127
転出届	転 出	7,551		職権消除	167		
	国外移住	93		国籍喪失	0		
世 帯 変更届	世主変更	426		戸籍届出	3,053		
	世帯変更	28		戸籍通知	616		
	世帯合併	133	その他	転出取消	77		
	世帯分離	283		職権修正	10,438		
職 権 記載等	出 生	2,028	合 計	修 正	2,146	登 録	9,898
	死 亡	2,274				修 正	6,957
						除 票	9,907
						計	26,762

※住民票事務処理件数のその他・職権修正には、転入通知を含む。

(戸籍事務)

区 分			件 数	区 分			件 数
1	出	生	3,141	19	帰	化	10
2	国	籍 留 保	35	20	国	籍 喪 失	3
3	認	知	37	21	国	籍 選 択	3
4	養	子 縁 組	277	22	外 国 国 籍 喪 失		0
5	養	子 離 縁	95	23	氏 の 変 更		41
6	法73条の2・法69条の2		3	24	名 の 変 更		14
7	婚	姻	3,160	25	転	籍	1,290
8	離	婚	764	26	就	籍	0
9	法77条の2・法75条の2		310	27	訂正・更正	① 市町村長職権	306
10	親権・未成年者の後見・後見監督		39			② 法24条2項	12
11	死	亡	3,066			③ 法113条114条	10
12	失	踪	4			④ 法116条	3
13	復	氏	10			⑤ 続柄の記載更正(嘱託)	0
14	姻 族 関 係 終 了		12			⑥ 続柄の記載更正(申出)	9
15	相 続 人 廃 除		0			計	340
16	入	籍	712	28	追	完	2
17	分	籍	49	29	そ の 他		9
18	国	籍 取 得	3	30	不 受 理 申 出		94
				計			13,523

(3) 自動交付機

- ① 設置年月日 平成10年8月1日

平成17年3月22日より庁舎1階フロアに2台増設し、計4台稼動。

- ② 設置場所・利用時間等

●佐賀市役所本庁1階西玄関(1台)

月～金 午前8時30分～午後9時
土・日・祝・12/29・12/30

午前8時30分～午後5時

休止日 年末年始

(12月31日～1月3日)

●佐賀市役所本庁1階フロア(2台)

月・水・金 午前8時30分～午後5時

火 曜 午前8時30分～午後7時

日 曜 午前9時～午後4時

休止日 土曜・祝日

年末年始

(12月29日～1月3日)

●エスプラッツ2階市民サービスセンター前(1台)

月～金 午前10時～午後7時

平成19年度 月別自動交付機集計表(本庁のみ)

月	発 行 数	各証明毎の全発行数に占める交付率(%)				全 体
		印鑑証明	住民票	所得証明	納税証明	
4	3,432	40.65	16.08	0.79	0.38	23.28
5	2,993	39.47	15.32	0.39	0.00	24.17
6	3,064	40.19	16.19	1.23	2.18	17.15
7	3,076	40.40	16.48	1.09	0.31	20.33
8	2,918	43.26	16.80	0.98	0.00	24.57
9	2,937	42.50	17.66	0.70	0.00	24.64
10	3,264	38.13	16.60	1.01	0.00	23.65
11	3,207	39.51	16.78	1.03	1.16	24.12
12	3,259	40.71	17.94	0.69	0.74	26.04
1	3,525	41.00	17.17	1.12	0.00	24.95
2	3,857	41.91	18.01	0.95	1.62	25.70
3	5,303	42.19	16.41	1.51	0.74	25.20
合計	40,835	40.84	16.76	1.04	0.59	23.51

土・日・祝 午前10時～午後5時

休止日 年末年始（12月29日～1月3日）

(4) 住民基本台帳ネットワークシステム

●住基カード多目的サービス開始

（平成16年6月1日）

住基カードの普及と、お客様の利便性向上のため、次の3つのサービスを開始した。

- ・申請書を自動で作成するサービス
- ・窓口で印鑑登録証明書の交付を受けることができるサービス
- ・自動交付機を利用できるサービス

住民基本台帳ネットワークシステム関係統計表（平成19年度）

月	住基カード 交付件数	広域交付 住 民 票	付 記 転出入	電子証明書 交付件数
4	150	23	0	5
5	125	8	0	7
6	119	11	0	7
7	112	16	2	12
8	95	10	0	10
9	58	11	0	2
10	138	20	1	21
11	161	19	0	41
12	187	10	0	85
1	277	20	1	174
2	416	15	0	340
3	283	18	0	196
合計	2,121	181	4	900

(5) 郵便局証明書発行サービス

市役所から遠隔地にお住まいのお客様の時間的・経済的負担の軽減を目的として開始した。

① 開始：平成16年6月1日

佐賀嘉瀬郵便局、蓮池郵便局、川久保郵便局で業務開始

② 拡大：平成18年6月1日

北山郵便局、三反田郵便局でも業務開始

③ 取り扱う証明書の種類

住民票、印鑑登録証明書、戸籍、戸籍の附票の写し、税証明、外国人登録記載事項証明書

郵便局証明書発行サービスでの交付件数（平成19年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
嘉 瀬	91	77	111	69	89	91	107	75	65	58	72	120	1,025
蓮 池	47	44	35	32	44	48	30	40	38	25	38	46	467
川 久 保	121	93	106	80	95	71	99	88	91	94	122	122	1,182
北 山	14	13	13	13	14	15	14	21	17	15	13	24	186
三 反 田	19	9	7	10	13	14	21	14	13	18	19	26	183
合 計	292	236	272	204	255	239	271	238	224	210	264	338	3,043

2. 総合窓口 5-3

(1) 概要

平成13年10月29日開設

- ・「届出コーナー」…戸籍の届出、住所の変更、印鑑の登録、住民基本台帳カードの発行、住所の変更に伴う国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、小中学校の指定等の手続きを一括して取り扱う。
- ・「証明コーナー」…住民票の写し、戸籍の証明、印鑑証明、税証明を一括して取り扱う。
- ・「外国人登録コーナー」…外国人登録に関する事務を取り扱う。

(2) 平日窓口延長サービス

開始：平成12年10月3日

取扱時間：毎週火曜日は窓口の取扱時間を2時間延長し、午前8時30分から午後7時までとする。

市民生活

(3) 繁忙期窓口開設サービス

開始：平成14年3月

年度末と年度初めの繁忙期に、窓口の取り扱い時間を延長している。

平成19年度の取り組み

・土日サービス

平成20年3月22日(土)・3月23日(日)、3月29日(土)・3月30日(日)、4月5日(土)・4月6日(日)の6日間に、午前9時から12時まで及び午後1時から4時までの6時間窓口を開設した。

・平日窓口延長サービス

平成20年3月21日(金)から4月4日(金)までの平日の11日間は、窓口の取扱時間を1時間延長し、午前8時30分から午後6時までとした。

(4) 日曜窓口サービス

開始：平成16年2月15日（同年6月27日まで試行。その後継続実施）

取り扱い時間：毎週日曜日 午前9時から12時、午後1時から4時

取り扱い業務：住所変更とそれに伴う国民健康保険、国民年金の手続き、印鑑登録、各種証明書の発行

(5) 各種手数料及び取扱件数一覧（平成19年度）

種 別	手 数 料 (円)	件 数
住 民 票 の 写 し	1 通 300	128,353
住 民 票 記 載 事 項 証 明	1 通 300	2,626
印 鑑 証 明	1 通 300	91,490
戸 籍 謄 本	1 通 450	39,468
戸 籍 抄 本	1 通 450	12,557
戸 籍 記 載 事 項 証 明	1 通 350	12
除 籍 謄 本	1 通 750	35,153
除 籍 抄 本	1 通 750	371
除 籍 記 載 事 項 証 明	1 通 450	0
受 理 等 の 証 明	1 通 350	209
戸 籍 の 附 票	1 通 300	13,916
住 民 票 閲 覧	1 通 300	25,507
広 域 交 付 住 民 票	1 通 300	254
住 民 基 本 台 帳 カ ー ド	1 通 500	2,008
印 鑑 登 録 証 再 登 録	1 件 500	3,759
転 出 証 明	無 料	6,659
身 分 証 明	1 通 300	2,744
そ の 他 の 諸 証 明	1 通 300	3,398
自 動 車 臨 時 運 行 許 可	1 通 750	1,896
所 得 証 明	1 通 300	22,334
課 税 証 明	1 通 300	996
所 得 ・ 課 税 証 明	1 通 300	10,369
納 税 証 明	1 通 300	7,296
事 業 所 証 明	1 通 300	266
固 定 資 産 証 明	1 通 300	8,815
合 計		420,456

※税証明については総合窓口取り扱い分のみ。